

## 京都府教育振興プラン改定に係る検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定により策定した本府の教育振興のための施策に関する計画(京都府教育振興プラン)の改定に当たり、外部有識者の意見を聴取するため、京都府教育振興プラン改定に係る検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (委員の役割)

第2条 検討会議の委員は、次に掲げる事項について必要な意見を述べるものとする。

- (1) 京都府教育振興プランに基づく施策の成果及び課題に関すること。
- (2) 京都府教育振興プラン改定の原案に関すること。
- (3) その他本府の教育振興に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員7名で構成する。

2 前項の委員は、別表のとおりとする。

### (座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会議の議事を運営する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会議は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要に応じて招集する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 検討会議には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和元年10月23日から施行する。

2 この要綱は、京都府教育振興プランの改定の確定をもって効力を失う。

(別表)

京都府教育振興プラン改定に係る検討会議委員

(役職等は令和元年10月現在)

氏名	役職等
青山 恵則	株式会社島津製作所人事部長
大野 百合	京都府立高等学校PTA連合会会長
岸本 文子	宇治市教育委員会教育長
佐藤 和紀	常葉大学教育学部専任講師
中山 芳一	岡山大学全学教育・学生支援機構准教授
原 清治	佛教大学副学長
村田 淳	京都大学学生総合支援センター准教授

(敬称略、五十音順)